

【保護者の方へ：必ず読みましょう】

～ 水痘（みずぼうそう）の予防接種について ～

対象年齢内は、公費負担（無料）で受けられますが、対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となります。期間内にきちんと受けましょう。



● 接種対象者と接種回数

1歳～3歳未満の人：3か月以上（標準的には6か月から12か月未満）の間隔をあけて**2回**接種

※ 既に水痘に罹患した（かかった）ことがある人は**対象外**です。

※ 平成26年10月1日以前に水痘ワクチンの接種をした人は定期の接種を受けたものとみなします。

	水痘に罹患した（かかった）	平成26年10月1日より以前に受けた水痘の予防接種の回数			
		1歳以降に3か月以上の間隔で2回接種	1歳以降に3か月未満の間隔で2回以上接種	1歳以降に1回接種	未接種
接種日の年齢	—	2回接種とみなす	1回接種とみなす	1回接種とみなす	0回
1歳～3歳未満	×（対象外）	×（対象外）	過去の1回目の接種から3か月以上の間隔で 1回	過去の接種から3か月以上の間隔で 1回	2回

● 水痘と水痘ワクチン

水痘とは「みずぼうそう」ともいわれ、水痘・帯状疱疹ウイルスによっておこる感染症で、直接接触、飛沫感染あるいは空気感染によって感染します。潜伏期間は10～20日（通常13～17日）で、発疹（最初は赤く少し盛り上がった斑点状で、その後水泡になる）と軽度の発熱を伴って発病します。水痘ワクチンの接種を受けても発病することがありますが、軽症ですむことが多いといわれています。

● 予防接種の副反応

接種後1～3週間ごろ発熱、発疹が現れることがありますが頻度は低く、一過性で通常数日中に消失します。

〈予防接種による健康被害救済制度について〉

定期の予防接種を受けたことが原因で、重い副反応がでて治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。本人またはその家族が市町村に救済の請求をし、厚生労働大臣に認定されると、健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の救済措置を受けること

＜お問い合わせ先＞

本部町役場 健康づくり推進課 予防接種担当 TEL 47-2103